

別表第1(第3条)

(昭47条例7・昭47条例11・昭48条例5・昭48条例13・昭49条例18・昭50条例7・昭50条例23・昭50条例25・昭51条例4・昭51条例28・昭52条例24・昭53条例9・昭53条例21・昭54条例7・昭55条例5・昭56条例10・昭57条例15・昭57条例22・昭59条例11・昭60条例19・昭63条例3・平3条例8・平3条例11・平3条例20・平4条例8・平4条例27・平5条例19・平6条例10・平6条例26・平7条例5・平7条例19・平9条例4・平9条例10・平11条例1・平12条例22・平13条例4・平16条例7・平16条例22・平17条例10・平17条例31・平18条例17・平18条例22・平19条例4・平19条例27・平20条例26・平21条例18・平22条例23・平23条例13・平25条例11・平25条例30・平26条例27・一部改正)

1 地方自治法第238条の4第7項により許可を受けて使用する行政財産の使用料

使用区分	使用料
土地の使用	市長の評定した土地の価格に1,000分の3を乗じて得た額
建物の使用	市長の評定した建物の価格に1,000分の5を乗じて得た額に土地の使用の規定により算出した当該建物の敷地の使用料相当額を加えて得た額に、その額に100分の8を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額
建物の一部の使用	市長の評定した建物の価格に1,000分の5を乗じて得た額に土地の使用の規定により算出した当該建物の敷地の使用料相当額を加えて得た額に当該建物の延べ面積に対する当該使用部分の面積の割合を乗じて得た額に、その額に100分の8を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額
電柱、地下埋設物 その他これらに類するものを設けるための行政財産の使用	第11項道路占用料の規定を準用した額

備考

- この表において、土地の使用、建物の使用及び建物の一部の使用に係る使用料については月額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。この場合において、使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- この表において、使用期間が1月未満の土地の使用に係る使用料の額は、土地の使用の規定により算出した額に、その額に100分の8を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額とする。